

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示	ページ
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (3件) (経営支援課)	1
○保安林の指定(2件) (治山林道課)	4
○公共測量の終了の通知 (用地対策課)	5
○道路の区域変更(2件) (道路課)	5
○道路の供用開始 ()	5

告 示

高知県告示第619号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年7月26日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社サニーマーケット 代表取締役 中村 彰宏
- 届出者の住所
高知市山手町81番地
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
サニータウン高岡
土佐市高岡町甲337ほか
- 変更した事項
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
-------------	------	----

株式会社サニーマーケット	代表取締役 中村 彰 宏	高知市知寄町二丁目1番37号
--------------	--------------------	----------------

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社サニーマーケット	代表取締役 中村 彰 宏	高知市山手町81番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマーケット	代表取締役 中村 雄 一	高知市知寄町二丁目1番37号
有限会社ポピーフーリスト佐川店	代表取締役 刈谷 要 介	高岡郡佐川町甲1786番地
有限会社中納言	代表取締役 安藤 禎 彦	高知市本町二丁目1番16号
株式会社ウイル	代表取締役 中村 雄 一	高知市南御座95-5
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
-------	------	----

株式会社サニーマーケット	代表取締役 中村 彰 宏	高知市山手町81番地
有限会社中納言	代表取締役 安藤 一 臣	高知市本町二丁目1番16号
株式会社ウイル	代表取締役 中村 彰 宏	高知市中万々238番4号
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順 代表取締役 八幡 政 浩	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
有限会社フラワーション大川	代表取締役 大川 慶 一	高知市追手筋一丁目5番5号

(5) 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者の住所の変更については平成30年2月15日、大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所、代表者の変更及び小売業者の変更については令和2年8月11日

(6) 変更理由

大規模小売店舗を設置する者の住所変更及び代表者の変更、小売業者の住所及び代表者の変更並びに小売業者入退店のため

2 届出年月日

令和3年4月13日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
土佐市役所

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第620号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項

において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年7月26日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称及び住所

ア 株式会社サニーマーケット 代表取締役 中村 彰宏

高知市山手町81番地

イ 株式会社フタガミ 代表取締役 二神 昌彦

代表取締役 松岡 正憲

南国市双葉台1番地

ウ 株式会社日産サティオ高知 代表取締役 山崎 広起

代表取締役 中井 紀寿

高知市知寄町二丁目1番37号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニータウン四万十

四万十市古津賀字岸の下1642番地ほか

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社サニーマーケット	代表取締役 中村 彰宏	高知市知寄町二丁目1番37号
株式会社フタガミ	代表取締役 二神 昌彦	南国市篠原108番地1
株式会社日産サティオ高知	代表取締役 山崎 広起	高知市知寄町二丁目1番37号

(変更後)

大規模小売店舗設置者	代表者名	住所

名		
株式会社サニーマーケット	代表取締役 中村 彰宏	高知市山手町81番地
株式会社フタガミ	代表取締役 二神 昌彦 代表取締役 松岡 正憲	南国市双葉台1番地
株式会社日産サティオ高知	代表取締役 山崎 広起 代表取締役 中井 紀寿	高知市知寄町二丁目1番37号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマーケット	中村 彰宏	高知市知寄町二丁目1番37号
株式会社フタガミ	二神 昌彦	南国市篠原108番地1
株式会社日産サティオ高知	山崎 広起	高知市知寄町二丁目1番37号
株式会社コマドリ	宮内 久夫	高知市はりまや町一丁目5番8号
フラワーショップ双葉園	梅原 薫	四万十市一条通二丁目6番2号
Cosmetic site C	国吉 康夫	四万十市天神橋56番地

株式会社サニーフーズ	川崎 卓巳	高知市北御座9番11号
株式会社キャンドウ	城戸 一弥	東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
株式会社ラトゥール	大杉 裕美	高知市杉井流10番地1 2F
株式会社ツルハ	鶴羽 順	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号
株式会社高知通信機	森本 道義	高知市鴨部高町16番地12

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマーケット	代表取締役 中村 彰宏	高知市山手町81番地
株式会社フタガミ	代表取締役 二神 昌彦 代表取締役 松岡 正憲	南国市双葉台1番地
株式会社日産サティオ高知	代表取締役 山崎 広起 代表取締役 中井 紀寿	高知市知寄町二丁目1番37号
株式会社コマドリ	代表取締役 宮内 辰一良	高知市はりまや町一丁目5番8号
株式会社フラワーショ	代表取締役	四万十市一条通

アップ双葉園	梅原 薫	二丁目63番2号
Cosmetics ite C	国吉 康夫	四万十市天神橋 56番地
株式会社サニーフーズ	代表取締役 中村 彰 宏	高知市北御座9 番11号
株式会社キャンドウ	代表取締役 城戸 一 弥	東京都新宿区北 新宿二丁目21番 1号
株式会社ラトゥール	代表取締役 大杉 裕 美	高知市杉井流10 番地1 2F
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順 代表取締役 八幡 政 浩	北海道札幌市東 区北二十四条東 二十丁目1番21 号
株式会社高知通信機	代表取締役 森本 道 義	高知市鴨部高町 16番地12
株式会社Yell Pharmacy	代表取締役 宅間 大 祐	高知市棧橋通一 丁目10番4号

(4) 変更年月日
令和3年4月1日

(5) 変更理由

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の変更、小売業者の住所及び代表者の変更並びに小売業者入店のため

2 届出年月日

令和3年4月13日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
四万十市役所

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第621号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和3年7月26日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

(1) 届出者の名称

株式会社サニーマーケット 代表取締役 中村 彰宏

(2) 届出者の住所

高知市山手町81番地

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニーアクシスイの店

吾川郡いの町字北大内418番地1 ほか

(4) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社サニーマーケット	代表取締役 中村 彰 宏	高知市知寄町二 丁目1番37号

(変更後)

大規模小売店舗設置者名	代表者名	住所
株式会社サニーマーケット	代表取締役 中村 彰 宏	高知市山手町81 番地

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマーケット	中村 彰宏	高知市知寄町二 丁目1番37号
株式会社ウイル	森田 優秀	高知市南御座95 - 5
株式会社しまむら	野中 正人	埼玉県さいたま 市北区宮原町2 - 19- 4
株式会社かもめ	中村 伸輔	高知市旭町三丁 目57- 1
株式会社ハニーズ	江尻 義久	福島県いわき市 鹿島町走熊字七 本松27- 1
株式会社マミー	笹岡 久人	高知市はりまや 町1- 1- 16
有限会社能瀬	能瀬 豊子	高知市高須新町 二丁目16番19号
株式会社ちぐさ	澤村 孝志	高知市帯屋町2 - 2- 15
有限会社スタジオオカ ムラ	小林 正美	吾川郡春野町西 分196- 3
有限会社ナベヤ	濱田 幸夫	須崎市西糺町4 - 42
株式会社コマドリ	宮内 久夫	高知市はりまや 町1- 5- 8
和泉 存	和泉 存	南国市国分702
有限会社西川百貨店	西川 善之	香美市土佐山田 町百石町1- 1 - 24

株式会社やました	山下 博己	須崎市西崎町6-35
株式会社田邊工務店	田邊 正剛	吾川郡いの町枝川652-24
株式会社三城	多根 裕詞	東京都中央区銀座2-7-17
株式会社花輝	出来 輝喜	高知市本町三丁目5番2号
株式会社スイートガーデン	友田 雅己	京都府京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
株式会社サニーフーズ	川崎 卓巳	高知市北御座66-1
株式会社大創産業	矢野 博文	広島県東広島市西条吉行東1-4-14

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社サニーマーケット	代表取締役 中村 彰宏	高知市山手町81番地
株式会社ウイル	代表取締役 中村 彰宏	高知市中万々238番4号
株式会社しまむら	代表取締役 鈴木 誠	埼玉県さいたま市北区宮原町2-19-4
株式会社ツルハ	代表取締役 鶴羽 順 代表取締役 八幡 政浩	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号

株式会社ハニーズホームディングス	代表取締役 江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27-1
株式会社マミー	代表取締役 笹岡 久人	高知市はりまや町1-1-16
有限会社スタジオオカムラ	代表取締役 小林 正美	高知市春野町西分196-3
有限会社ナベヤ	代表取締役 濱田 晃宏	須崎市西崎町6番15号
株式会社コマドリ	代表取締役 宮内 辰一良	高知市はりまや町一丁目5番8号
株式会社やました	代表取締役 山下 博己	須崎市西崎町8番3号
株式会社三城	代表取締役 澤田 将広	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東1-4-14
株式会社おの	代表取締役 小野 一志	高知市南新田町3-41
有限会社ディーエーアイ	代表取締役 吉松 大	高知市朝倉甲113-1 レグルス3棟202号
池澤 嘉明	池澤 嘉明	吾川郡いの町枝川1165番地
株式会社OFFICE	代表取締役	高知市北本町4

SOUSHIN	真鍋 誠	丁目4番77号 五常No. 1 1F東
株式会社白馬産業	代表取締役 今村 義男	高知市介良乙3675番地
株式会社ドルチェ	代表取締役 矢野 陽樹	高岡郡日高村下分50番地2
有限会社キンモト通信サービス	代表取締役 岸本 信也	吾川郡いの町443番地
有限会社ブルークロス	代表取締役 池沢 幸郎	高知市葛島四丁目4番14号

(5) 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者の住所の変更については平成30年2月15日、大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所、代表者の変更及び小売業者の変更については令和2年8月11日

(6) 変更理由

大規模小売店舗を設置する者の住所変更、小売業者の名称住所及び代表者の変更並びに小売業者入退店のため

2 届出年月日

令和3年4月13日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
いの町役場

4 意見書に記載すべき事項

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(4) 意見の内容

高知県告示第622号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年7月26日

高知県知事 濱田 省司

1 指定に係る保安林の所在場所
須崎市浦ノ内出見字宮ケナロ1208の1

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮ケナロ1208の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第623号
次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。
令和3年7月26日
高知県知事 濱田 省司

1 指定に係る保安林の所在場所
須崎市中分字檜尾甲1667

2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字檜尾甲1667（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第624号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和3年7月高知県告示第486号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和3年5月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和3年7月26日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第625号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和3年7月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年7月26日
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道
2 路線名 窪川船戸
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町市生原字上高畦420番1から 高岡郡四万十町市生原字イダノ下422番3まで	前	8.2 }	23
	後	11.1 }	23

高知県告示第626号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和3年7月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年7月26日
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道
2 路線名 龍河洞公園
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町西野字	前	7.0 }	156

ヌノ丸2704番2から 香南市野市町西野字 ヌノ丸566番4まで		13.0	
	後	10.7 }	156

高知県告示第627号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和3年7月26日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和3年7月26日
高知県知事 濱田 省司

1 道路の種類 県道
2 路線名 窪川船戸
3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡四万十町市生原字上高畦420番1から 高岡郡四万十町市生原字イダノ下422番3まで	23	令和3年7月26日